はじめに

- 1 担保制度と労働債権
 - (1) 問題の所在

担保制度の拡充をどうとらえるか一責任財産の減少? 融資で企業生き残りの機会? 担保権設定時の情報提供・労働者意思の反映の問題 担保権実行時の労働債権の取扱いの問題

担保制度の枠外での責任財産減少への対応の問題

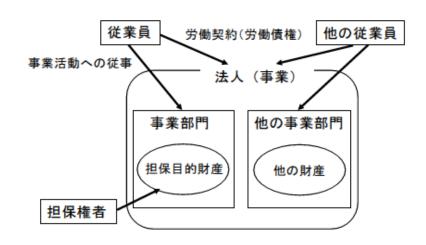
- (2) 一般先取特権と担保権(特に集合動産譲渡担保権等の新たな規定に係る動産担保権)
 - 一般先取特権の「優先」問題
 - ① 労働債権に係る一般先取特権の利用状況はどうか
 - ② 担保権実行と一般先取特権

新たな規定に係る動産担保の目的財産と労働債権の対象のズレの問題 労働債権の相手方は雇用主(法人)、一般先取特権の対象は総財産 担保の目的財産は物・債権・事業等

事業担保の場合は事業=法人→ズレは生じない?

従業員の多様性-担保権実行の際の目的財産との関わり等

例:集合動産譲渡担保の実行と担保目的を含まない事業部門で就労する従業員の取扱い 集合動産譲渡担保の実行と一般先取特権を利用しうる他の責任財産との関係



③ 倒産時における対応

労働債権の「優先」

別除権との関係・担保権実行手続が中止される場合

(3) 別の制度による対応?

退職手当保全措置の努力義務(賃金支払確保法7条)

担保制度の特殊性一設定の不確実性・実行の不確実性(退職金との相違点)特別の先取特権

例:船舶先取特権(商法 842 条 5 号、848 条(船舶抵当権に優先))

- 2 事業担保制度と労働者
 - (1) 担保の目的財産
 - ①「事業」の概念

「事業のために一体として活用される財産全体」(中間試案)

事業=法人(の事業活動全体)

事業譲渡における「事業」(一定の事業目的のために組織化された財産)との違い 1つの法人でも複数の事業併存可能(例:建設業者が介護ビジネスも) 労働契約承継法上も同様か

労働基準法上の「事業」(本店、支店、工場等がそれぞれ「事業」)との違い

② 事業担保の目的財産と労働契約の取扱い

契約上の地位も含む→労働契約(雇用契約)上の地位を含む

→何が目的財産となるのか→労働契約上の労務給付請求権? 債務は含まないという原則(後述)との関係・将来の賃金を支払うべき地位は含まれる

③ 人的資産としての従業員

指揮命令に基づき労務給付義務の履行が(組織的に)行われて企業価値に貢献 特許・職務著作等との異同一労務給付の成果として独自に資産価値を持つといえるか 「貢献」一事業存続にとっての労働力の必要性+労務給付による付加価値の向上 付加価値の向上度は本人のスキルと使用者の育成・活用により異なりうる 人的資産情報の開示義務一有価証券報告書等への記載

生命・身体・健康・人格・交渉力格差・集団的利益への配慮の必要

- (2) 事業担保権の設定と労働契約
 - ① 債権者・担保権者と労働組合法上の「使用者」 基本的な労働条件につき部分的にせよ雇用主と同視できる程度の現実的な支配・決定 cf. 朝日放送事件・最三小判平成 7·2·28 民集 49 巻 2 号 559 頁(指揮命令を行う請負先)
 - ② 担保設定と義務的団交事項 義務的団交事項ー労働者の労働条件または労使関係に関わる事項+使用者の処分権限 担保設定は「労働条件」に関わる事項といえるか
 - ③ 担保設定と情報提供

将来の事業譲渡の労働契約・労働条件への影響の可能性

- →労働者側への情報提供の重要性
- →個別の労働者でなく労働者集団が相手
- 4 実行前のモニタリングの意義

債権者の労働関係への関与・理解→人的資産の価値向上 労働問題の価格評価への影響(例:労働デュー・デリジェンス)

(3) 管財人による事業担保権の実行と労働契約上の地位

① 管財人と労働法

「使用者」該当性(労働基準法・労働契約法 v. 労働組合法) 日本航空事件・東京高判平成 27・6・18 労働判例 1131 号 72 頁(労組法 7 条の使用者)

② 選任後換価前の管財人の権限

スポンサー探し→人件費削減要求があった場合は?

換価前の整理解雇は可能か・可能とした場合の効力の判断枠組み

人員削減の必要性(譲渡の実現?)・解雇回避努力・人選の合理性・手続の相当性 換価前の労働条件変更問題(労働契約法8条~10条)

③ 「事業」譲渡による換価

事業の一部のみの実行は不可→換価時の解体の不利益小

ア 換価による財産承継の法的構成

特定承継か包括承継か

包括承継→労働契約承継法と同様?

特定承継→事業譲渡

- cf. 事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針 (平成 26 年厚生労働省告示 318 号)
- イ 事業譲渡の多様性と労働者の利害

承継を希望する場合(例:有望な事業の譲渡)→承継されない不利益

承継を希望しない場合(例:不採算部門の譲渡)→承継される不利益

事業担保権の実行場面は承継されない不利益が重要か

承継される不利益(旧所属先から切り離される不利益)は全部譲渡の場合は少ない 有望な事業の譲渡が多いと予想+個別換価は原則不可→事業が解体されない

- →承継されれば当該事業で就労継続可能
- ウ 特定承継の場合の民法 625 条 1 項の適用

「承継される不利益」一本人同意の要件と認定

本人同意が得られない場合(結果的に一部換価に?)

例: 重要なエンジニアの集団的不同意

エ 一部労働者の排除の問題と「承継されない不利益」

事業譲渡対象からの一部除外の可否-全体換価原則との関係(消極的一部換価?)

裁判所の許可による問題の回避可能性

排除が無効になる場合(不当労働行為等)→譲渡先に対する地位確認請求の可否と法的構成 労働者集団を含む事業全体の譲渡契約+一部排除の合意の無効?

cf. 勝英自動車学校事件・東京高判平成 17・5・31 労働判例 898 号 16 頁 (譲渡先への地位確認)

換価段階前の整理解雇(前出)

- (4) 事業担保権の実行と労働債権
 - ① 倒産(民事再生・会社更生)手続との共通性 裁判上の実行・対象は事業全体・管財人による換価・債権の調査に基づく配当
 - ② 労働債権の「優先」問題

- ア 実行開始後に発生した労働債権は随時弁済
- イ 実効開始前に発生した労働債権ー随時弁済か換価代金からの(優先)弁済か

(中間試案第24の3補足説明3(4)と第24の6補足説明3の案25.6.2.2)

cf. 換価代金からの(優先)弁済とした場合の配当方法

担保権者への配当分から弁済・換価価値の一般債権分割当てから配分、全体から優先配分

- ウ 優先弁済の人的範囲(非労働者のフリーランス等)・量的範囲・時期的範囲
- ③ 優先弁済の対象とならない労働債権の扱い 債務の承継の可否(中間試案第25の3)
- ④ 事業の一部を担保目的としうる、または換価しうるとした場合
 - 例:複数の事業部門のうちの一部門の譲渡

労働債権の相手方が法人であることをどう考えるか(1(2)②の図参照)

労働者と事業部門のかかわりが様々であることをどう考えるか cf. 労働契約承継法